

法律第八十三条

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年六月二十五日

内閣総理大臣 安倍晋三

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律
 (地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律の一部改正)
 第一条 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。
 題名を次のように改める。

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律

目次中「公的介護施設等の整備(第三条第一項)」を「地域における医療及び介護の総合的な確保(第三条第一項)」に、「第十一条第二十条」を「第十二条第二十二条」に、「第二十一条」を「第二十三条」に、「第二十二条」を「二十四条」に改める。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に、「介護給付等対象サービス等を提供する施設及び設備の計画的整備等」を「効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保」に、「老人」を「高齢者」に改める。

第二条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

この法律において「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう)、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。

第三章の章名を次のように改める。

第二章 地域における医療及び介護の総合的な確保

第三条の見出しを「総合確保方針」に改め、同条第一項中「公的介護施設等の整備に関する基本方針」を「地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」に、「整備基本方針」を「総合確保方針」に改め、同条第一項中「整備基本方針」を「総合確保方針」に改め、同項各号を次のように改める。

一 地域における医療及び介護の総合的な確保の意義及び基本的な方向に関する事項

二 地域における医療及び介護の総合的な確保に関する事項

三 次条第一項に規定する都道府県計画及び第五条第一項に規定する市町村計画の作成並びにこれらとの整合性の確保に関する事項

四 前二号に掲げるもののほか、地域における医療及び介護の総合的な確保に関する事項

五 公正性及び透明性の確保その他第六条の基金を充てて実施する同条に規定する都道府県事業にかかる基本的な事項

六 その他地域における医療及び介護の総合的な確保に関する事項

七 第三条第三項中「整備基本方針」を「総合確保方針」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

八 厚生労働大臣は、総合確保方針の案を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、医療又は介護を受ける立場にある者、都道府県知事、市町村長(特別区の区長を含む)。次条第四項及び第十条において同じ)、介護保険法第七条第七項に規定する医療保険者(次条第四項及び第五条第四項において「医療保険者」という)、医療機関、同法第百十五条の三十一第一項に規定する介護サービス事業者(次条第四項及び第五条第四項において「介護サービス事業者」という)、診療又は調剤に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

九 第十二条第一項中「第十六条」を「第十八条」に改め、同条を第二十四条とする。

十 第四章中第二十一条を第二十三条とし、第三章中第二十条を第二十二条とし、第十九条を第二十一条とする。

十一 第十八条第二項中「第十四条」を「第十六条」に改め、同条を第二十一条とし、第十七条を第十九条とし、第十六条を第十八条とする。

十二 第十五条第一項中「第十一项第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第二項中「第十二条第一項」を「第十三条第三項」に改め、同条を第十七条とし、第十四条を第十六条とし、第十条から第十三条までを二条ずつ繰り下げる。

十三 第十九条中「昭和二十一年法律第六十七号」を削り、第二章中同条を第十一条とする。

十四 第八条中「施設設置者は」を「都道府県整備施設(市町村計画に掲載された事業に係る施設に限る)に係る施設を設置する者(以下この条において「施設設置者」という)は」に「市町村整備施設」を「都道府県整備施設」に改め、同条を第十条とする。

十五 第七条中「市町村整備計画に掲載された第四条第二項第一号に掲げる事業」を「都道府県事業に、「市町村整備施設」を「都道府県整備施設」に改め、「以下「施設設置者」という」を削り、同条を第九条とする。

十六 第六条の前の見出しを削り、同条中「前条第二項の規定による交付金を充てて整備する」を「第六条の基金を充てて実施する医療計画に基づく事業に要する費用又は」に「同法」を「医療法第三十条の九又は老人福祉法」に、「同項」を「これら」に改め、同条を第八条とし、同条の前に見出しとして「老人福祉法等の特例」を付する。

第十九条第三項中「第八条第二十六項」を「第八条第二十七項」に改める。

第三十一条第四項中「第八条第二十一項」を「第八条第二十二項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に改める。

別表第二その事業として居宅介護を行う者又は特定福祉用具販売事業者の項中「第八条第二十一項」を「第八条第二十二項」に改める。

(診療放射線技師法の一部改正)

第十二条 診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「第二十四条の二に規定する」を「第二十四条の二各号に掲げる」に改める。

第二十四条の二の見出し中「検査」を「検査等」に改め、同条中「磁気共鳴画像診断装置その他」の画像による診断を行うための装置であつて政令で定めるものを用いた検査(医師又は歯科医師の指示の下に行うものに限る。)を「次に掲げる行為」に改め、同条に次の各号を加える。

一 磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置であつて政令で定めるものを用いた検査(医師又は歯科医師の指示の下に行うものに限る。)を行うこと。

二 第二条第二項に規定する業務又は前号に規定する検査に関連する行為として厚生労働省令で定めるもの(医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。)を行うこと。

第二十六条第二項に同じし書中「場合は」を「場合は」に改め、同項第二号中「とき」の下に「(前号に掲げる場合を除く。)」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エックス線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。)その他の厚生労働省令で定める検査のため百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき。

(歯科技工士法の一部改正)

第十三条 歯科技工士法(昭和三十年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第二十七条の三」を削る。

第九条の次に次の十六条を加える。

(指定登録機関の指定)

第九条の二 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、歯科技工士の登録の実施及びこれに関連する事務(以下「登録事務」という。)を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

3 厚生労働大臣は、他に第一項の規定による指定を受けた者がない、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定登録機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 厚生労働大臣は、第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定登録機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、一般社団法人又は一般財團法人以外の者であること。

二 申請者が、その行う登録事務以外の業務により登録事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第九条の十三の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して一年を経過しない者

ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定登録機関の役員の選任及び解任)

第九条の三 指定登録機関の役員の選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 厚生労働大臣は、指定登録機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は处分を含む。)若しくは第九条の五第一項に規定する登録事務規程に違反する行為をしたとき、又は登録事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定登録機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

(事業計画の認可等)

第九条の四 指定登録機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第九条の二第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定登録機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(登録事務規程)

第九条の五 指定登録機関は、登録事務の開始前に、登録事務の実施に関する規程(以下「登録事務規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 登録事務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める。

(規定の適用等)

第九条の六 指定登録機関が登録事務を行う場合における第五条及び第六条第二項(第八条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第五条中「厚生労働省」とあるのは「指定登録機関」と、第六条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「指定登録機関」と、「免許を与えたときは、歯科技工士免許証(以下「免許証」という。)」とあるのは「前項の規定による登録を受けたときは、当該登録に係る者に歯科技工士免許証明書」とする。

2 指定登録機関が登録事務を行う場合において、歯科技工士免許証明書(以下「免許証明書」という。)の書換交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を指定登録機関に納付しなければならない。

3 前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

(秘密保持義務等)

第九条の七 指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、登録事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録事務に従事する指定登録機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(帳簿の備付け等)

第九条の八 指定登録機関は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに登録事務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

2 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者に対する、登録事務に關し監督上必要な命令をすることができる。

（移行計画の変更等）

2 法人」という)は、当該認定に係る移行計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

3 厚生労働大臣は、認定医療法人が前条第一項の認定に係る移行計画(前項の認定があつたとき)は、その変更後のもの。以下「認定移行計画」という。に従つて新医療法人への移行に向けた取組を行つていないと認めるとき、その他厚生労働省令で定めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 厚生労働大臣は、認定医療法人が認定移行計画に記載された前条第二項第四号の移行の期限までに新医療法人にならなかつたときは、その認定を取り消すものとする。

5 前二項の規定により認定を取り消された経過措置医療法人は、更に前条第一項の認定を受けることができない。

6 前二項の規定による取消しの場合は、第一項の認定を二つ以上重複する。

〔扶助申請の手順〕 第十条の五 認定医療法人については、医療法第五十一条第一項中「三月以内」とあるのは、「六
月以内」とする。

(認定の失効) 第十一条の六 認定医療法人が新医療法人になつたときは、当該認定医療法人が受けた附則第十条の二の規定による認定(第1項の規定による認定を含む。)は、その効力を失つた。

第十条の七 政府は、認定医療法人に対し、認定移行計画の達成のために必要な助言、指導、資金援助

の融通のあつせんその他の援助を行うよう努めるものとする。
(報告)

第十条の八 認定医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、
いわゆる「厚生労働大臣に報告しなければならない。
(重複)」

第十条の九 附則第十条の三及び第十条の四並びに前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正)
第十四条 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百一十五号)

の一部を次のように改正する。
附則第一条中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に改める。

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二条、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十二条

二 条及び第七十二条の規定 公布の日
第三条の規定(医療法第三十条の三第一項の改正規定〔「厚生労働大臣は」の下に「地域において医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第三条第一項に規定する総合確保方針に即して」を加える部分に限る。〕を除く。)並びに第二十一条及び第二十三条の規定並びに附則第八条第一項及び第三項、第三十二条第二項、第四十条、第四十五条、第五十三条並びに第六十九条の規定 平成二十六年十月一日

三 第二条の規定、第四条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七条第五項、第八条、第八条の二、第十三条、第二十四条の二、第五项、第三十二条第四項、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第五十三条、第五十四条第三項、第五十四条の二、第五十四条の三第二項、第五十八条第一項、第六十八条第五項、第六十九条の三十四、第六十九条の三十八第二項、第六十九条の三十九第二項、第七十八条の二十四第一項、第一百五十五条の十一、第一百五十五条の二十一第一項及び第一百五十五条の四十五の改正規定、同法第一百五十五条の四十五の次に十条を加える改正規定、同法第一百五十五条の四十六及び第一百五十五条の四十七の改正規定、同法第八章中同法第一百五十五条の四十八を同法第一百五十五条の四十九として、同法第一百五十五条の四十七の次に一条を加える改正規定、同法第一百五十七条、第一百十八条、第一百二十二条の二、第一百二十三条第三項及び第一百二十四条第三項の改正規定、同法第一百二十四条の次に二条を加える改正規定、同法第一百二十六条第一項、第一百二十七条、第一百二十八条、第一百四十一條の見出し及び同条第一項、第一百四十八条第二項、第一百五十二条及び第一百五十三条並びに第一百七十六条の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法第一百七十九条から第一百八十二条までの改正規定、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、同法第一百二十二条第一項、第一百三十三条及び第二百五条並びに附則第九条第一項ただし書の改正規定並びに同法附則に一条を加える改正規定、第二十七条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第九条及び第十条の規定、第十二条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条及び第十四条の規定、第十一条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十六条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十七条の規定、第十八条、第三十条、第三十二条第一項、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五条並びに人材確保の促進に関する法律（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十四条、第五十七条及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）第二条第五項第二号の改正規定（同条第十四項）を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。）並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

四 第五条中介護保険法第二十二条第一項の改正規定、同法第四十九条の次に一条を加える改正規定、同法第五十条及び第五十一条の三第一項の改正規定、同法第五十九条の次に一条を加える改正規定並びに同法第六十条、第六十一条の三第一項及び第六十九条の改正規定並びに第七条中平成十八年改正前介護保険法第二十二条第一項の改正規定、平成十八年改正前介護保険法第四十九条の次に一条を加える改正規定並びに平成十八年改正前介護保険法第五十条、第五十一条の三第一項及び第六十九条の改正規定並びに附則第十九条及び第二十六条の規定 平成二十七年八月一日